

(再委託の制限)

第11条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を再委託することができない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(著作権)

第12条 この契約により生じる著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、甲に帰属するものとする。

2 前項にかかわらず、乙が従来から権利を有していた乙固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、乙に留保するものとし、甲は、乙がそれらを利用し成果物に類似した製品を作成することを妨げない。この場合、甲はかかる権利留保物についての当該権利の非独占的使用権を取得する。ただし、甲は乙の承諾を得ない限り、この非独占的使用権を第三者に譲渡又は貸与し、若しくは担保権の目的としてはならない。

3 乙は、第1項により甲に帰属することとなる著作権に関する著作者人格権を行使せず、また、乙の従業員又は受託者が、これらの権利を有する場合には、これらの者が著作者人格権を行使しないために必要な措置をとらなければならない。

(委託事業の変更)

第13条 甲又は乙のやむを得ない事由により、業務内容の変更等契約変更を行う必要が生じたときは、甲乙協議の上、これを行うことができる。

(解除等)

第14条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙の委託業務の実施が不相当と甲が認めたとき。
- (3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
- (4) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。
- (5) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

2 前項第1号に掲げる事由に該当したためこの契約が解除されたときは、乙は、委託料の100分の10の金額を違約金として、甲に支払うものとする。

3 第1項第2号及び第3号に掲げる事由に該当したためこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

(変更の届出)

第16条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

2 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべきときにそれらが到着したものとみなす。

(物品の管理)

第17条 乙は、委託料により購入した物品を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 委託事業終了後、前項に規定する物品のうち、返還を要する物品を甲が指定したときは、乙

は、甲の指示により当該物品を返還するものとする。

(帳簿等)

第18条 乙は、委託事業にかかる経費について、収入及び支出の関係を明らかにした帳簿を備え、これを委託事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第20条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(暴力団等による不当介入があった場合の届出義務)

第21条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年7月 日

甲

住所 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
氏名 群馬県教育委員会 教育長 平田 郁美

乙

住所
氏名